

議案第 99 号

甲府市開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例

甲府市開発行為等の許可基準に関する条例（平成 14 年 6 月条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 次に掲げる土地の区域以外の土地の区域

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項の規定により災害危険区域に指定されている土地の区域

イ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により地すべり防止区域に指定されている土地の区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地の区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域に指定されている土地の区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の規定により浸水被害防止区域に指定されている土地の区域

カ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号の浸水想定区

域のうち、洪水又は雨水出水（同法第2条第1項の雨水出水をいう。）が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

キ アからカまでに掲げる土地の区域のほか、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域に該当する区域として規則で定める土地の区域
第5条及び第6条中「除外区域以外の」を「第3条第1項第2号に掲げる」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市開発行為等の許可基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請に係る基準については、なお従前の例による。

提案理由

都市計画法等の一部改正に伴い、市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関する事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。